

J E C

電気学会 電気規格調査会標準規格

分散形電源系統連系用電力変換装置

JEC-2470 : 2017 追補1 2018-09

JEC-2470 : 2017 追補1 2018-09
分散形電源系統連系用電力変換装置

電気学会 電気規格調査会標準規格

追補 1

まえがき

この追補は、一般社団法人電気学会（以下“電気学会”とする。）分散形電源系統連系電力変換装置追補標準特別委員会が作成し、電気規格調査会委員総会の承認を経て制定された。これによって、**JEC-2470 : 2017**は改正され、一部が置き換えられた。

追補 JEC-2470 : 2017の、**7.3.3**の記述の変更(**表9**、**表10**は変更なし)、**解説の4**に**b)**項を追加し、改正する。

(1) 7.3.3 交流耐電圧試験 [23ページ]

自励変換装置の場合は、**JEC-2440 6.4.3**、他励変換装置の場合は**JEC-2410 5.16.1**によるが、定格交流電圧が300 V以下の場合には試験電圧に**表9**の値を適用しても良い。定格交流電圧が300 Vを超え600 V以下の場合には試験電圧に**表10**の値を適用しても良い。ただし、**表10**の定格交流電圧は、変換器の交流定格電圧であり、**表10**の試験電圧は変換器に適用される。**表10**中の U_M は、定格交流電圧で使用時に変換器の任意の端子間又は端子と大地間に現れる電圧の波高値(ただし、転流に伴う過渡時の電圧を除く)の最大値である。

注記 表10を適用する場合の試験の詳細、 U_M の詳細は**JEC-2440 6.4.3 1 b)**を参照。

(2) 解説

4. 懸案事項 [57ページ]

b) 表1と表2の使い方の解説追加

表1、**表2**は、規格に不慣れな読者には分かりにくいとの指摘があった。これに対し、次回改正時に、解説に次のような補足説明を追記することを検討する。

『周波数変動を例にとり、変換装置の耐量につき、**表1**と**表2**の用い方を説明する。

例えば、「周波数変動に対するイミュニティクラス3」の装置とは、**表2**に示される「周波数変動範囲±2%」「周波数変化率±2%/秒」に対しても、「性能判定基準A」を満足する装置である。つまり、このような周波数変動があっても、**表1**に示された性能判定基準A「指定された裕度内で、性能低下することなく運転継続する。…」を満足する装置である。』

解説

部分改正の経緯と要旨

a) 7.3.3の記述改正

JEC-2470は、**JEC-2440**を引用規格としているが、**JEC-2440**の該当部分と**7.3.3**の整合性を明確にするため、**7.3.3**の記述を改正した。

改正前の規定は次のように記載していた。

「自励変換装置の場合は**JEC-2440 6.4.3**，他励変換装置の場合は**JEC-2410 5.16.1**によるが，定格交流電圧が300 V以下の場合には試験電圧に**表9**，300 Vを超え600 V以下場合には試験電圧に**表10**の値を適用してもよい。商用周波変圧器がある場合には，定格交流電圧は変圧器の変換装置側の電圧とする。ここで，**表10**中の U_M は，定格交流電圧で使用時に変換器の任意の端子間又は端子と大地間に現れる電圧の波高値(ただし，転流に伴う過渡時の電圧を除く)の最大値である。

注記 U_M の詳細は**JEC-2440 6.4**を参照。」

b) 解説の4.懸案事項に項目**b)**を追加

表1と**表2**は，規格に不慣れな読者には分かりにくいとの指摘が，**JEC-2470 : 2017**発行後にあった。次回改正時に確実に反映するため，この追補に経緯と説明文言案を記録した。